

平成二十九年総務省・経済産業省令第一号

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則

電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この規則において使用する用語は、電子委任状の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定電子委任状の要件となる措置）

第二条 法第二項第四項第一号イの主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により証明されるもの
- 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書により証明されるもの

2 法第二項第四項第一号ロの主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかの措置をいう。

- 一 電子委任状取扱業務を営む者（以下「電子委任状取扱事業者」という。）が、委任者の委託を受けて、電子委任状の内容を受任者の電子証明書（受任者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該受任者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。次号において同じ。）に記録する場合において、当該電子証明書を行う電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第二条に定める基準に該当する電子署名その他これに準ずる措置
- 二 電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子委任状の内容を受任者の電子証明書とは別の電磁的記録に記録する場合において、当該電磁的記録を行う電子署名その他これに準ずる措置

第三条 法第五項第二項の申請書は、様式第一の認定申請書によるものとする。

2 法第五項第二項の主務省令で定める書類は、一次に掲げる書類とする。

- 二 法第五項第二項第三号イからへまでに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる書類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類（前号の書類を除く。）
- 三 法第五項第三項各号の規定に該当していることを説明した書類
- 四 申請者が法第五項第四項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 3 主務大臣は、法第五項第一項の認定をしたときは、認定年月日及び認定番号を申請者に通知するものとする。
- （認定の更新の申請）
- 第四条 認定電子委任状取扱事業者は、法第六項第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一の更新申請書に前条第二項各号に掲げる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出されているその書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。
- （電子委任状取扱業務の承継）
- 第五条 法第七条第二項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二の承継届出書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
- 一 法第七条第一項の規定に係る電子委任状取扱業務を行う事業の全部を譲り受けて認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した者については、様式第三の譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第七条第一項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者については、様式第四の相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第七条第一項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者については、様式第五の相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第七条第一項の規定により合併によつて認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第七条第一項の規定により分割によつて認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した

法人にあつては、様式第六の分割証明書及び事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書（軽微な変更）

第六条 法第八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 法第二項第四項第一号イ及びロに定める措置の変更
- 二 事業者が法人である場合において、電子委任状に記録された情報が当該電子委任状に委任者として記録された者の作成に係るものであることを確認する方法の変更（電子委任状である場合にあつては、当該者が当該法人の代表権を有していることを確認する方法を含む。）
- 三 電子委任状取扱業務を適正に行うために必要な情報セキュリティ対策措置の変更

（変更の認定の申請）

第七条 法第八条第二項において読み替えて準用する法第五項第二項の申請書は、様式第七の変更認定申請書によるものとする。

2 法第八条第二項において読み替えて準用する法第五項第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第五項第一項第三号イからへまで（同号二を除く。）に掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類
- 二 法第五項第三項各号の規定に該当していることを説明した書類

（変更の届出）

第八条 認定電子委任状取扱事業者は、法第八条第三項に規定する届出をするときは、様式第八の変更届出書その他必要な事項を記載した書類を主務大臣に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第九条 認定電子委任状取扱事業者は、法第九条第一項に規定する届出をするときは、様式第九の廃止届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（表示を付することができる特定電磁的記録等）

第十条 法第十一条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 代表権の確認に関する電磁的記録
- 二 電子委任状
- 三 電子委任状を閲覧させるためのウェブサイト
- 四 電子委任状を送信するための電子メールアドレス
- 五 電子委任状取扱業務を利用する者（以下「利用者」という。）との契約に係る書類又は電磁的記録
- 六 電子委任状取扱業務に関する広告及び宣伝用物品
- 七 利用者が電子委任状を扱うために必要な物件その他の利用者に交付する物件
- 八 認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場
- 2 法第十一条第一項の規定による表示は、様式第十又は認定番号により行うものとする。
- （公示の方法）
- 第十一条 法第三条第四項、法第五条第五項、法第七条第三項、法第八条第四項、法第九条第二項及び第十二条第二項の規定による公表及び公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- （身分証明書）
- 第十二条 法第十三条第二項の証明書は、様式第十一の立入検査証によるものとする。
- 第十三条 法第五項第二項（法第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による主務大臣に準用する申請書等の提出は、内閣総理大臣又は総務大臣のいずれかに、正本一通及び副本一通（第三条第二項第二号及び第七條第二項第一号に掲げる書類にあつては、正本一通）を提出することにより行うことができる。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二七日総務省・経済産業省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二五日総務省・経済産業省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月一九日総務省・経済産業省令第二号）

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法

律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附則（令和三年八月二七日総務省・経済産業省令第四号）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（令和五年一月一六日デジタル庁・総務省令第一号）

この命令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

附則（令和五年四月一九日デジタル庁・総務省令第七号）

この命令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第七号に掲げる規定（同法第四十九条の規定に限る。）の施行の日（令和五年五月十一日）から施行する。

別表

場 合	書 類
法第五電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵条第二政省令第二十五号。以下「施行規則」と項第三（三）いう。）様式第一の申請書、施行規則様式イの式第二による誓約書及び施行規則第四条場 合 第四項各号に掲げる書類	法第五電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵条第二政省令第二十五号。以下「施行規則」と項第三（三）いう。）様式第一の申請書、施行規則様式イの式第二による誓約書及び施行規則第四条場 合 第四項各号に掲げる書類
法第五施行規則様式第五の申請書及び施行規則条第二様式第三によるネットワーク構成図（記項第三載事項に変更がある場合に限る。以下同号ロのじ。）その他必要な事項を記載した書類	法第五電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第一百十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という。）については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第五條第二項各号に掲げる場合 に 応じて当該各号に定める書類及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図 その他必要な事項を記載した書類
法第三認定電気通信事業者については、右欄に号ハの掲げる書類にかかわらず、施行規則第八條第二項各号に掲げる場合に 応じて当該各号に定める書類及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図	法第三認定電気通信事業者については、右欄に号ハの掲げる書類にかかわらず、施行規則第八條第二項各号に掲げる場合に 応じて当該各号に定める書類及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図

法第五施行規則様式第八の届出書及び施行規則条第二項各号に掲げる書類

法第二項各号に掲げる書類

法第五施行規則様式第六の届出書及び施行規則条第二項各号に掲げる書類

法第二項各号に掲げる書類

法第五施行規則様式第九の届出書、施行規則様式第二式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九條第二号に掲げる場合に該当する旨を
確
認
で
き
る
書
類

法第五施行規則様式第九の届出書、施行規則様式第二式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九條第二号に掲げる場合に該当する旨を
確
認
で
き
る
書
類

法第五施行規則様式第九の届出書、施行規則様式第二式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九條第二号に掲げる場合に該当する旨を
確
認
で
き
る
書
類

法第五施行規則様式第九の届出書、施行規則様式第二式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九條第二号に掲げる場合に該当する旨を
確
認
で
き
る
書
類

様式第1（第3条第1項及び第4条関係）

様式第1（第3条第1項及び第4条関係）
認定（更新）申請書
年 月 日

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び個人
にあっては代表者の氏名

電子委任状の普及の促進に関する法律第4条第1項第2号の認定（認定の更新）を受けるに付、下記のとおり申請します。

記

- 申請に添付する電子委任状取扱いの届出
- 申請に添付する電子委任状取扱いの届出及びその取扱いの方法
- 電子委任状の普及の促進に関する法律第4条第1項第2号イからハまでに掲げる場合に該当するに附随して行う事項
- 電気通信事業法第13条第1項第1号イの認定を受けなければならない場合 該当 非該当
- 電気通信事業法第13条第1項第1号ロの認定を受けなければならない場合 該当 非該当
- 電気通信事業法第13条第1項第1号ハの認定を受けなければならない場合 該当 非該当
- 電気通信事業法第13条第1項第1号ニの認定を受けなければならない場合 該当 非該当
- 電気通信事業法第13条第1項第1号ヒの認定を受けなければならない場合 該当 非該当
- 電気通信事業法第13条第1項第1号ヘの認定を受けなければならない場合 該当 非該当

備考 1 不要の文字は、省略すること。
2 画線の大きさは、日本標準規格A4とする。
3 添付書類の並びに添付書類取扱い届出書はこの申請書の裏面に貼り付けること。

様式第2（第5条関係）

様式第2（第5条関係）
申請書
年 月 日

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び個人
にあっては代表者の氏名

電子委任状の普及の促進に関する法律第7条第1項第1号の認定を受けるに付、下記のとおり申請します。

記

- 申請年月日
- 申請事項
- 申請書の添付年月日及び添付書類
- 申請の届出

備考 1 不要の文字は、省略すること。
2 画線の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第3 (第5条第1号関係)

様式第3 (第5条第1号関係) (令和5年度用) (4号記載欄等) (1号記載欄等) (1号欄等)

譲渡証明書

年 月 日

出典大抵 税

譲渡した者の住所
譲渡した者の氏名及び住所並び
住所によって住所変更の氏名

譲り受けた者の住所
譲り受けた者の氏名及び住所並び
住所によって住所変更の氏名

下記の上記より、電子署名付印後譲渡事項の全部の譲渡しが完了したことを証
明します。

記

1 譲渡した者の住所年月日及び印鑑番号
2 譲渡した年月日

備考 1 譲渡の文字は、消滅すること。
2 印刷の文字は、日本標準規格A4寸であること。

様式第4 (第5条第2号関係)

様式第4 (第5条第2号関係) (令和5年度用) (4号記載欄等) (1号記載欄等) (1号欄等)

相続財産証明書

年 月 日

出典大抵 税

相続人の住所
相続人の氏名

下記の上記より、法定電子署名付印後譲渡事項について証明が完了したことを証明しま
す。

記

1 相続人の氏名及び住所並びに住所
2 相続人の住所年月日及び印鑑番号
3 法定電子署名付印後譲渡事項の地位を承継する者の氏名及び住所
4 相続開始の年月日

備考 1 譲渡の文字は、消滅すること。
2 印刷の文字は、日本標準規格A4寸であること。
3 「法定電子署名付印後譲渡事項の地位を承継する者及び住所並びに住所」の文字は、日本標準規格A4寸であること。

様式第5 (第5条第3号関係)

様式第5 (第5条第3号関係) (令和5年度用) (4号記載欄等) (1号記載欄等) (1号欄等)

相続証明書

年 月 日

出典大抵 税

相続人の住所
相続人の氏名及び住所並びに住所
住所によって住所変更の氏名

下記の上記より、法定電子署名付印後譲渡事項について証明が完了したことを証明しま
す。

記

1 相続人の氏名及び住所並びに住所
2 相続人の住所年月日及び印鑑番号
3 法定電子署名付印後譲渡事項の地位を承継する者の氏名及び住所
4 相続開始の年月日

備考 1 譲渡の文字は、消滅すること。
2 印刷の文字は、日本標準規格A4寸であること。
3 証明開始の日以上であること。

様式第6 (第5条第5号関係)

様式第6 (第5条第5号関係) (令和5年度用) (4号記載欄等) (1号記載欄等) (1号欄等)

分割証明書

年 月 日

出典大抵 税

分割前の住所
分割前の住所及び住所変更の氏名
分割後の住所
分割後の住所及び住所変更の氏名

下記の上記より、分割によって法定電子署名付印後譲渡事項の全部の譲渡が
完了したことを証明します。

記

1 分割前の住所年月日及び印鑑番号
2 分割の年月日

備考 1 譲渡の文字は、消滅すること。
2 印刷の文字は、日本標準規格A4寸であること。

様式第7 (第7条第1項関係)

様式第7 (第7条第1項関係) 変更認定申請書 年 月 日

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあっては代表者の氏名

電子委任状の普及の促進に関する法律第8条第3項の変更を受けた100で、下記の
とおり申請します。

記

- 1 届出に係る電子委任状取扱業務の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の理由
- 4 届出に係る業務の円滑な実施を促すに努める場合に該当するに申請書
であるかの別
 - イ 電子通信事業者間の業務委託の提供を受けるに該当しない場合 該当 申請書
 - ロ 電子通信事業者間の業務委託の提供を受けるに該当しない場合 該当 申請書
 - ハ 電子通信事業者間の業務委託の提供を受けるに該当しない場合 該当 申請書
 - ニ 電子通信事業者間の業務委託の提供を受けるに該当しない場合 該当 申請書
 - ヘ 電子通信事業者間の業務委託の提供を受けるに該当しない場合 該当 申請書
- 5 変更の予定年月日

備考 1 不要の文字は、削除すること。
2 用紙の大きさは、日本製菓規格A4とする。

様式第8 (第8条関係)

様式第8 (第8条関係) (電子委任状) 変更認定申請書 年 月 日

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあっては代表者の氏名

電子委任状の普及の促進に関する法律第8条第3項の変更により、下記のとおり
届出します。

記

- 1 届出に係る電子委任状取扱業務の名称
- 2 変更前の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- 3 変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- 4 届出の理由
- 5 変更の理由
- 6 変更の予定年月日

備考 1 不要の文字は、削除すること。
2 用紙の大きさは、日本製菓規格A4とする。

様式第9 (第9条関係)

様式第9 (第9条関係) (電子委任状) 届出申請書 年 月 日

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあっては代表者の氏名

届出に係る業務を廃止するの次、電子委任状の普及の促進に関する法律第8条第
1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 届出に係る電子委任状取扱業務の名称
- 2 廃止しようとする年月日
- 3 廃止の理由

備考 1 不要の文字は、削除すること。
2 用紙の大きさは、日本製菓規格A4とする。

様式第10 (第10条第2項関係)

様式第10 (第10条第2項関係)



備考 1 認定を得た電子委任状取扱業務を認定に係る業務と認識されるおそれがないよう
に取扱いすること。
2 角字は、濃黒とする。

様式第11（第12条関係）（平成30年法律第49号）
(票)

電子署名の普及の促進に関する法律（第12条）第1項の規定による 出 入 検 査 証 購 名 及 び 氏 名 年 月 日交付 発行所 印

備考 用紙の大きさは、日本標準規格を準ずること。

(票)

電子署名の普及の促進に関する法律（第12条）第2項の規定による
 第16条 本条の規定は、この法律の施行の日から起算して、最初の電子署名の普及促進事業が終了するまで、平成30年4月1日現在に電子署名の普及促進に関する法律（第12条）第1項の規定に基づき、又はその職員が、電子署名の普及促進事業の進捗状況を、事業終了の日から起算して起算し、その進捗状況が電子署名の普及促進の目的を達成するに至るまで、事業の進捗状況を調査し、同法第12条第1項の規定に基づき、認定することとする。

2 前項の規定により認定を受けた職員は、その身分を電子署名の普及促進事業に、関係する職務に充てられなければならない。

3 第1項の規定に基づき認定を受けた職員は、従事する職務に、同法第12条第1項の規定に基づき、又はその職員が、電子署名の普及促進事業の進捗状況を、事業終了の日から起算して起算し、その進捗状況が電子署名の普及促進の目的を達成するに至るまで、事業の進捗状況を調査し、同法第12条第1項の規定に基づき、認定することとする。

第17条 次の各号のイからイの四までの各号は、同法第12条第1項の規定による。一、電子署名の普及促進の目的を達成するに至るまで、事業の進捗状況を調査し、同法第12条第1項の規定に基づき、認定することとする。二、電子署名の普及促進の目的を達成するに至るまで、事業の進捗状況を調査し、同法第12条第1項の規定に基づき、認定することとする。三、電子署名の普及促進の目的を達成するに至るまで、事業の進捗状況を調査し、同法第12条第1項の規定に基づき、認定することとする。四、電子署名の普及促進の目的を達成するに至るまで、事業の進捗状況を調査し、同法第12条第1項の規定に基づき、認定することとする。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格を準ずること。